

# 第9回生活保護問題議員研修会

主催：生活保護問題対策全国会議・全国公的扶助研究会

## 日本共産党横浜市議団参加報告書

2017年8月25日～26日

於；長野市の信州大学工学部のキャンパス



第9回生活保護問題議員研修会  
貧困対策はどこに向かうのか  
長野で生活保護を考える

例年、ご好評いただいている地方議員の皆さまを対象とする生活保護制度に関する研修会を今年も開催いたします。各分野の専門家と講師として迎え、地方行政に何ができるのかを考えます。是非、多数ご参加いただけますよう、ご案内申し上げます。

8月25日(金)～26日(土) 信州大学 長野(工学)キャンパス

**1日目**  
8月25日(金)  
(12:00 受付)

- 13:00 開会挨拶・基調報告 生活保護の動向と生存権の保障
- 14:00 講演 1 メディアから読み取る「生活保護と子どもの貧困」
- 15:05 講演 2 医療現場から見える子どもの貧困
- 16:40 特別報告 1 当事者の声を聞く～生活保護世帯実態調査をふまえて～
- 17:10 特別報告 2 私のまわりの生活保護～議員としてのチェックポイント
- 18:00 交流会(自由参加) 18:00 終了

**2日目**  
8月26日(土)  
(9:00 受付)

- 9:15 第1分科会 生活保護なんでもQ&A
- 9:15 第2分科会 生活困窮者自立支援制度は機能しているか
- 9:15 第3分科会 子どもの貧困と自治体のとりくみ
- 9:15 第4分科会 自治体で考える住宅セーフティネット
- 9:15 第5分科会 低所得者への医療保障(国保・加付低額診療事業)を考える
- 12:45 講演 3 「誰もが受益者」という財政戦略
- 14:30 ま と め 今こそ生きる権利の確立を

共催：生活保護問題対策全国会議・全国公的扶助研究会

**Stop a chain. Stop**



日本共産党横浜市会議員団

横浜市中区港町1-1 横浜市役所内 電話 045-671-3032 FAX 045-641-7100

## 目次

生活保護問題議員研修会について	2
研修プログラム	3
各プログラムの内容（1日目）	4
各プログラムの内容（2日目）	5
参加者の感想	9

### 生活保護問題議員研修会について

年一回、生活保護問題対策全国会議と全国公的扶助研究会が主催する、全国の地方議員を対象とした生活保護制度に関する研修会です。

### 生活保護問題対策全国会議について

生活保護問題対策全国会議は、すべての人の健康で文化的な生活を保障するため、貧困の実態を明らかにし、福祉事務所の窓口規制を始めとする生活保護制度の違法な運用を是正するとともに、生活保護費の削減を至上命題とした制度の改悪を許さず、生活保護法をはじめとする社会保障制度の整備・充実を図ることを目的として、2007年6月に設立された団体です。法律家・実務家・支援者・当事者などで構成されています。

### 全国公的扶助研究会について

全国公的扶助研究会は、全国の生活保護ケースワーカーを中心として、研究者や各種民間支援者、当事者らが手を携えて公的扶助を取り巻く問題について研究と交流を深めていく団体。年一回の全国セミナーの他、各地でのブロック活動、機関誌発行など、現場から理想の公的扶助の在り方を発信していくべく活動をしています。

### 第9回生活保護問題議員研修会について

日時：8月25日（金）～8月26日（土）

場所：信州大学 長野（工学）キャンパス（両日）

参加者数（全体）：約300人 参加費：1万5,000円/1人

### 市議団参加者

※（ ）は参加分科会の番号

あらき 由美子団長（2） 白井 まさ子副団長（1） 古谷 やすひこ副団長（4）

かわじ 民夫議員（5） みわ 智恵美議員（4） 北谷 まり議員（5） 宇佐美 さやか議員（1）

石母田 大団事務局員（1） 柏木 耕史団事務局員（1）

## プログラム

1日目 (12:00 受付開始)

13:00 開会挨拶・基調報告

「生活保護の動向と生存権の保障」

吉永 純さん (全国公的扶助研究会会長・花園大学教授)

14:00 講演 1

「メディアから読み取る『生活保護と子供の貧困』」

さいき まこさん (漫画家)

15:05 講演 2

「医療現場から見える子どもの貧困」

和田 浩さん (長野県飯田市・健和会病院小児科医)

16:40 特別報告 1

「当事者の声を聞く～生活保護世帯実態調査をふまえて」

鮎澤 ゆかりさん (上伊那生協病院 医療相談室 医療ソーシャルワーカー)

17:10 特別報告 2

「私のまちの生活保護～議員としてのチェックポイント～」

横山 秀昭さん (横浜市旭福祉保健センター ソーシャルワーカー)

18:00 交流会 (自由参加)

2日目 (9:00 受付開始)

9:15 分科会

第1分科会 生活保護なんでもQ&A

第2分科会 生活困窮者自立支援制度は機能しているか

第3分科会 子どもの貧困と自治体のとりくみ

第4分科会 自治体で考える住宅セーフティネット

第5分科会 低所得者への医療保障 (国保、無料低額診療事業) を考える

12:45 講演 3

「『誰もが受益者』という財政戦略」

井手 英策さん (慶應義塾大学経済学部教授)

14:30 まとめ「今こそ生きる権利の確立を」

尾藤 廣喜さん (弁護士・生活保護問題対策全国会議代表幹事)

## 各プログラムの内容

### 【1日目】

#### 基調報告「生活保護の動向と生存権の保障」

2013年度から最大10%の保護費減額が強行され、生活保護世帯は厳しい生活を余儀なくされていますが、現在、2018年度からの保護基準と制度改定を目指して、母子加算など有子世帯加算、級地制度の検討などが進んでいます。生存権を保障する生活保護制度の在り方を考えます。

講師：吉永純さん

全国公的扶助研究会会長・花園大学教授。福祉事務所20年、生活保護ケースワーカー12年の経験を生かして、貧困問題、生活保護、無料低額診療制度等を研究。著書は「生活保護『改革』と生存権の保障」（2015年）明石書店など。

#### 講演1 「メディアから読み取る『生活保護と子供の貧困』」

子どもの貧困対策法が施行されて3年。「子どもの貧困」がクローズアップされたこの3年の間、新聞やテレビ、webメディアはそれをどう伝えてきたか。私たちは、そこから何を、どう読み取り、問題解決の糸口を探るべきか。貧困問題を理解するために、記事や番組を分析し、報道側の意図や思いも探りながら考えていきます。

講師：さいき まこさん

漫画家。著書「陽のあたる家～生活保護に支えられて」（秋田書店）、「神様の背中～貧困の中の子どもたち」（同）など。2014年「貧困ジャーナリズム大賞」特別賞を受賞。2017年秋に「家族の約束」を刊行予定。同作では家族が互いに支え合う際に起こる問題を描く。

#### 講演2 「医療現場から見える子どもの貧困」

貧困は子供の心身に様々な悪影響を及ぼします。貧困はどんな現れ方をするか、それにどう気づき、どう支援するか、実際の事例を含めて医療現場からの報告を行います。

講師：和田 浩さん

長野県飯田市・健和会病院小児科医。日本外来小児科学会「子どもの貧困問題検討会」代表。「貧困と子供の健康シンポジウム」実行委員長。著書「健康な子ってどんな子？」（ひとなる書房）、共著「子どもの貧困ハンドブック」（かもがわ出版）ほか。

#### 特別報告1 「当事者の声を聞く～生活保護世帯実態調査をふまえて」

「生活保護の利用者／1日2食以下 27%、教養娯楽費ゼロ 38%、理美容室利用年ゼロ回26%」など、生活保護世帯の厳しい生活が明らかになった長野民医連生活保護世帯調査を紹介するとともに、利用者の声を聞きます。

講師：鮎澤 ゆかりさん

上伊那生協病院 医療相談室 医療ソーシャルワーカー（社会福祉士・精神保健福祉士）。民主医療機関連合会でソーシャルワーカー24年。地域の反貧困活動やアルコール依存症の自助グループ活動などにもかかわっている。

## 特別報告2「私のまちの生活保護～議員としてのチェックポイント～」

生活保護法に基づいて実施される生活保護制度ですが、実際は、自治体によってかなり運用にバラツキがあります。HPや「保護のしおり」はわかりやすいか、窓口申請書が置いてあるか、ケースワーカーの数は足りているか、専門職の配置は進んでいるか・・・「私のまちの生活保護」が住民の生活を命を守るものとなっているか、そのチェックポイントを考えます。

講師：横山 秀昭さん

横浜市旭福祉保健センター ソーシャルワーカー。全国公的扶助研究会事務局長。

## 【2日目】

### 分科会

#### ■第1分科会 生活保護なんでもQ&A

生活保護相談でよく問題になる点とその対応、各自治体の生活保護行政を正しく運用させるための具体策について、「歩く生活保護手帳」と呼ばれ、あるべき実務運用を知り尽くした鉄壁コンビが解説します。当日は質問の時間を設け議員の皆さんの悩みや質問にも即座に回答。当議員研修会の定番分科会です。

講師：菅本 郁さん

阪神・淡路大震災の支援活動の中で生まれた「神戸の冬を支える会」（ホームレスの方や生活に困った方への支助）や「NGO 神戸外国人救援ネット」（外国人支援）の立ち上げに関わり、以降相談支援活動にたずさわる。元神戸市職員。

講師：谷口 伊三美さん

生活保護ケースワーカー養成講座代表。28年にわたり、生活保護の現業に携わり、生活保護の実務に精通。また後進育成のため、自主的研修会である生活保護のケースワーカー養成講座を運営。

講師：森 弘典さん

弁護士。1999年弁護士登録。司法修習中に、野宿労働者の生活保護適用等が問題となった林訴訟に関わる。2002年、愛知県弁護士会の人権擁護委員会に生活保護問題チームを立ち上げ、2003年以降、炊き出しの場で行う野宿者総合法律相談を企画し実施。

## ■第2分科会 生活困窮者自立支援制度は機能しているか

生活困窮者自立支援法が施行されて2年が過ぎました。制度の要となる自立相談支援機関に求められる役割は何か。また、住居確保給付金や家計相談、各種就労支援など、本制度が生活困窮者への有効な支援として機能するためにはどうすればよいのか。実践現場に即した課題と解決の方向性について検討します。

講師：今井 伸さん

田園調布学園大学教授 社会福祉士 東京練馬区議としてケアワーカー。生活保護現業員、地域包括支援センター所長、総合福祉事務所所長等を経て現職。福祉専門職と行政管理職の双方の視点から、行政福祉における公的責任の在り方について研究。編著「わかるみえる社会保障論」（みらい）など。

講師：仲野 浩司郎さん

大学卒業後、民間の医療機関で医療ソーシャルワーカーとして10年勤務。平成21年に羽曳野市に入職。生活保護CWを経て、現在は生活困窮者自立支援制度を担当。主任相談支援員として生活保護制度と積極的に連携しながら困窮者の支援を行っている。

講師：小久保 哲郎さん

弁護士、生活保護問題対策全国会議事務局長。1995年弁護士会登録。大阪弁護士会で自治体と連携した生活困窮者法律相談事業にとりくんでいる。編著に「Q&A 生活保護利用者の法律相談」（新日本法規）など。

## ■第3分科会 子どもの貧困と自治体のとりくみ

子どもを取り巻く社会課題「子どもの貧困」問題に対し、現在、子ども食堂や学習支援といった民間のとりくみが広がっています。さらに参加できない子どもたちへの対応や、抜本的な解決となるようなとりくみが自治体には求められています。負の連鎖をくいとめるための教育、それを支える生活支援について考えたいと思います。

講師：徳丸 ゆき子さん

大阪子どもの貧困アクショングループ・NPO法人CPAO／シーぱお代表。大阪市生まれ。NPO法人にて不登校、ひきこもり支援に従事した後国際協力NGOに所属。K国内事業を担当。子どもの社会参画、子どもの貧困、東日本大震災復興支援のスタッフを経て、2013年現団体設立。

講師：田川 英信さん

社会福祉士。東京都世田谷区で生活保護ケースワーカー、保護係長を15年間経験し定年退職。現在、全国公的扶助研究会運営委員・生活保護問題対策全国会議事務局次長として、現場感覚に基づいた発信を続けている。昨年末に出版された「子どもの貧困ハンドブック」（かもがわ出版）にも寄稿している。

#### ■第4分科会 自治体で考える住宅セーフティネット

高齢者、障害者、母子家庭、低所得者など、誰もが排除されることなく、安心して住み続けられる「住」を確保できる社会的な仕組みが、今、切実に求められています。住宅行政と福祉行政との連携、官民が共同するネットワークづくり、貧困ビジネスの規制など、居住支援と住宅セーフティネットの今日的な課題を探ります。

講師：山田 壮志郎さん

日本福祉大学准教授。ホームレスや生活困窮者を支援するNPO法人ささしまサポートセンター副理事長。貧困ビジネス対策全国連絡会代表。著書に「ホームレス支援における就労と福祉」（2009年、明石書店）、「無料低額宿泊所の研究」（2016年、明石書店）など。

講師：芝田 淳さん

NPO法人やどかりサポート鹿児島理事長。司法書士。2004年ホームレス支援活動を始め、その後、居住支援や連帯保証を行うNPO、よりそいホットラインと生活困窮者自立支援事業を行う一般社団法人などを展開。2017年、居住支援全国ネットワークの事務局長に就任。

#### ■第5分科会 低所得者への医療保障（国保、無料低額診療事業）を考える

国保と生活保護の狭間で医療を受ける権利を侵害されている実態を医療現場から報告するとともに、国保料引き下げの展望、正規保険証の取り上げを許さない取り組み、2018年度からの都道府県単位化による影響などを検討し、国保からの排除層の受け皿となっている無料低額診療事業の拡大のための方策を最新情報をもとに考えます。

講師：鮎澤 ゆかりさん

上伊那生協病院 医療相談室 医療ソーシャルワーカー（社会福祉士・精神保健福祉士）。民主医療機関連合会でソーシャルワーカー24年。地域の反貧困活動やアルコール依存症の自助グループ活動などにもかかわっている。

講師：寺内 順子さん

大阪社会保障推進協議会事務局長。佛教大学社会学部卒業後の豊中市の障害児・者施設に勤務。1991年大阪社会保障推進協議会入局。所謂「無保険の子ども」解消のきっかけとなった調査を2008年6月に実施し、発信した。著書（共著含む）に「国保広域化でいのちは守れるのか？」（かもがわ出版）等

講師：吉永 純さん

全国公的扶助研究会会長・花園大学教授。福祉事務所20年、生活保護ケースワーカー12年の経験を生かして、貧困問題、生活保護、無料低額診療制度等を研究。著書は「生活保護『改革』と生存権の保障」（2015年）明石書店など。

### 講演3 「『誰もが受益者』という財政戦略」

目に見えて低下する所得、将来への言い知れぬ不安、そして、価値観を分かち合えない人びと—日本社会にはいたるところに分断線が引かれてしまいました。この分断社会を乗り越え、だれもが尊厳を持って生きられる「尊厳保障社会」を実現する。そのために私たちにできることは何なのでしょうか。みなさんと一緒に考えたいと思います。

**講師：井手 英策さん**

慶應義塾大学経済学部教授。1972年生まれ。東京大学大学院経済学研究科博士課程修了。専門は財政社会学。これまで、朝日新聞論壇委員、日本医師会医療政策会議委員、小田原市「生活保護行政のあり方研究会」座長などを歴任。「財政から読みとく日本社会～君たちの未来のために」（岩波書店）ほか著書多数。大佛次郎論壇賞、慶應義塾賞などを受賞。

### まとめ 「今こそ生きる権利の確立を」

**講師：尾藤 廣喜さん**

弁護士、生活保護問題対策全国会議代表幹事。70年、厚生省入省。75年、京都弁護士会に弁護士登録後、数々の生活保護裁判を勝利に導いてきた。日本弁護士連合会貧困問題対策本部副本部長。著書に「生存権」「生活保護『改革』ここが焦点だ！」（共著）など。



## ○参加者の感想

### あらき 由美子議員（南区選出）

信州大学長野キャンパスで8月25日から26日に開催された生活保護問題議員研修会に参加しました。そこで、感じたことや市の施策で生かせることなどについて報告します。

#### 25日の全体会について

基調報告『生活保護の動向と生存権の保障』花園大学 吉永 純さんで、その主な内容は、一億総貧困時代と社会保障の後退では貧困率の特徴として相対的貧困率では6.4人に1人が貧困であること、特に高齢者世帯54%が年金収入のみで生活している実態から、低年金と老後破産に誰もがなる可能性があること。しかも貯蓄も100万円未満の高齢者世帯は21.5%もあることから、誰もが生活保護になる可能性がある。さらに、障害者は貧困線を下回る8割以下（本人収入のみの場合）で生活している。

政府はこういう実態を把握しているにもかかわらず、生活保護制度そのものの中身を切り縮めようとし、実際に生活扶助（家賃補助）の減額をはじめ就労支援の強化、資産報告書提出の義務化、不正受給抑止の名のもとに申請抑制や返還命令などを強化している。これでは、ますます生活が苦しくなり、貧困が拡大していく。そこで、強調されたのは、地方議員として、生活保護が最大限活用できるように、保護のしおりの貧困対策などの改善を求め、誰もが申請できるようにすること、また生活困窮者支援として、滞納の取り立てより支援につなげるという野洲市の方針（くらし支え合い条例の制定）などを学ぶこと、市民と生活困窮者・生活保護利用者を分断しない取り組みをすること、などが報告された。

そのほか、さいき まこさんのメディアから読み取る「生活保護と子どもの貧困」、健和会病院小児科医の和田 浩さんの「医療現場から見える子どもの貧困」、上伊奈医療生協ソーシャルワーカーの駒沢 ゆかりさんの生活保護の当事者の声を聞く、横浜市旭福祉保健センターの横山 秀昭さんの「私のまちの生活保護」、2日目の生活困窮者自立支援制度は機能しているかで、元ケースワーカーの今井伸さんらからその実態を詳しく聞いた。

そして2日目の最後は「誰もが受益者という財政戦略」というテーマで慶応義塾大学の井手 栄策教授からの報告を聞いた。

すべての報告を聞き、深刻な貧困がなぜ起きるのか、生活保護制度はどういう背景で作られどう守ってきたのか、またこの制度をどのように今後も生かしていくのか、などについて深く学ぶことができた。そして何より衝撃的だったのは、それぞれの専門家が具体的な事例を挙げて、貧困率の増加要因や、年金が減らされている現実、家計が壊される重税地獄、シングルマザー世帯の実態、生活保護を受ける前に働けと無理やり就労支援につなげて生活保護申請をさせない水際作戦など、あまりにも人権や生存権を無視した対応が起きている現実に愕然とした。

生活保護＝働かないだらしない人、貧困、お金の管理ができない人、依存性の人などなど、マスメディアが生活保護を利用する人たちに、このようなマイナスのイメージを作り、本当に必要と

している人たちが利用したくても利用しにくくなるように政府も一緒になって煽っていることに、怒りが込み上げてきた。と同時に、私たち議員をはじめ、生活に困っている人たちにどれだけ丁寧に寄り添いながら、まずは、明日のことを心配しないで生活できるようにしていくことが、どれほど命を守る上でも大切な制度であるか、この点を再認識する機会にもなった。

今回の研修を受けて、生活保護のしおりの内容を改善し制度を利用するのは権利として当然であること、また自分たちがその制度を利用したいと思ったら、申請することを拒むことなく、丁寧に・親身に対応する役所の窓口になるようまずはさっそく改善を求めている。そのためには、ケースワーカーの専門的知識が持てる研修をはじめ、相談者に寄り添える人員体制、精神疾患や依存症の方への対応ができる医療やメンタルの対応ができるワーカーなどの増員、そして困ったことが起きたら、生活困窮者支援として滞納の取り立てより支援につなげるという野洲市の方針（くらし支え合い条例の制定）を目標に、横浜市でも実現にむけて取り組んでいきたいと強く思った。

#### 白井 まさ子議員（港北区選出）

特に印象的だったのは、1「生活保護を気軽に有効活用できる制度に」、2「医療を完全無料にして子どもの貧困をなくす」の2つの内容です。

2017年8月25日(金)・26日(土)、信州大学長野(工学)キャンパスにて、生活保護問題対策全国会議全国公的扶助研究会が主催する、「貧困対策はどこに向かうのか 長野で生活保護を考える」というタイトルの第9回生活保護問題議員研修会に参加しました。

##### 1「生活保護を気軽に有効活用できる制度に」

花園大学吉永 純氏による基調報告「生活保護の動向と生存権の保障」では、生活保護が、気軽に有効活用できる制度となっているかを地方議員としてチェックすることとして、次のように示されました。

・保護のしおりやホームページは（小田原市をスタンダードにして）どのようになっているか  
・要否判定14日以内は守られているか  
・異常な調査はしていないか  
・母子世帯、その他世帯が少なくないか  
・ケースワーカーの配置基準（80人に1人）は守られているか  
・主事資格はどうか  
・経験年数はどうか  
・滋賀県野洲市の2016年10月1日施行「暮らし支えあい条例」を参考にして、市民と生活困窮者・生活保護利用者を分断しない取り組みとなっているか

市議団として野洲市の視察を予定しています。横浜市の制度の充実にむけて取り組みたいと思います。

##### 2「医療を完全無料にして子どもの貧困をなくす」

日本外来小児科学会「子どもの貧困問題検討会」代表世話人で健和会病院小児科の和田浩医師による講演「医療現場から見える子どもの貧困」について

講演内容のうち私に関心を持って聞いた部分が、「しんぶん赤旗」2017年9月8日号での和

田先生のインタビュー記事になっており、記事の一部を紹介します。

「子どもの貧困をなくすには親の低賃金や不安定雇用の改善、教育無償化、社会保障など総合的な改革が必要。医療分野では完全無料が最優先の課題。政府は窓口負担を無料化・軽減している現物給付の自治体に、国保への国庫負担を減額する罰則を科してきた。窓口負担が減ると受診が増え医療費が増えるという理由で。昨年末、政府は方針を転換し、2018年度から就学前に限って罰則廃止を決定。ところが小学生以上の助成の現物給付には罰則が残ったまま。子どもは、小学生以上になると風邪をひきにくくなり病院にかかることが少なくなる。小学生以上で医療が必要な子どもでは、ぜんそくや発達障害など根気強く通院することが必要な病気の比率が大きくなる。そういう子どもが治療を中断しないために、対象年齢の引き上げや、窓口無料化を広げる必要がある。国は、自治体が施策を拡充する制約となっている国庫負担の減額措置を全廃すべき。

償還払いだった長野県の子ども医療費助成も2018年8月から中学卒業まで全市町村で現物給付とすることに。大きな前進だが、1回500円の一部負担金は今後も続けるとしている。500円くらい払えないことはないだろうと考える人も多いと思うが、500円がなくてかかれない家庭の子どもは実際にいる。でも、そういうことはこちらから聞かない限り、患者さんのほうからは言ってくれないのでわからない。完全無料にすると休日夜間の受診が増え医療崩壊につながらないかという意見もある。群馬県では2009年10月から中学卒業までの医療費を完全無料化した。実施直前の4月から9月までの半年間と、実施後翌年の同期間の「診療時間以外の受診件数」（群馬県市町村国保被保険者による）をみると、実施後のほうが7.3%減っていた。（診察した）ぜんそくの親子も昼間、発作が起きたのにお金がなくて我慢して、夜になって悪くなってかかったということが何度もあった。窓口無料でそういうことはなくなる。

子育て支援策、子どもの貧困克服のため、自治体による完全無料の医療費助成を広げること、さらに国の制度として子どもの医療費無料化を実現することが強く求められる。」

横浜市では、市長の医療費助成を中3まで引き上げるとしていた選挙公約の実施について、9月議会で表明がありました。和田先生のお話のように、1回500円の一部負担金でなく完全無料化の必要性を改めて感じたところです。

2日目の第1分科会「生活保護なんでもQ&A 相談に役立つ実践的知識」では、私の質問に回答をいただき、今後の生活相談に使いたいと思います。有意義な研修でした。

#### 古谷 やすひこ議員（鶴見区選出）

この間、毎年参加している研修会で、毎回本当に得るものが多い。

まず基調報告で「生活保護の動向と生存権の保障」として、老後破産や障害・離婚など様々な要因で貧困に至るプロセスが紹介され、そこへの施策が足りておらず直接生活保護へとつながるケースが多いとのこと。また相次ぐ生活保護基準の切り下げで厳しい生活実態との矛盾が出ているとの指摘。その中で、地方議員として、自らの自治体の生活保護行政をあらためてチ

チェックしてほしいとのこと。続けて、「私のまちの生活保護～議員としてのチェックポイント」として、生活保護制度に市民の方がアクセスしやすい環境（ホームページの記載内容、保護のしおりの記載内容、窓口はどうなっているのか）にあるのか、また保護制度を利用中もさらに相談がしやすい環境になっているのかどうか、などをチェックする必要があるとのこと。また「メディアから読み取る生活保護と子どもの貧困」では、自己責任論の根底にある「市民感覚」によって「どんなに苦しいなかにも世間は自己責任だとみる」ので誰も助けてくれない。そのことで、最後のセーフティネットからも滑り落ちてしまう方も出てくる。そのために必要な支援は何か。困っていることを自覚していない、あるいは困っていても相談窓口に行かない人がいることを前提に支援の仕組みをつくるべき。そういう「支援しにくい人」にこそ支援が必要である。

分科会では「自治体で考える住宅セーフティネット」に参加。貧困ビジネスと無料低額宿泊所の実態では様々な名目で徴収される不透明な費目の実例が示され、無料低額宿泊所の問題を解決するためには無料低額宿泊所に行政が依存しない構造をつくるべき。そのためには福祉事務所による一般アパートへの転宅支援の充実が必要。また、国が検討している新たな住宅セーフティネット制度について、10月から実施されるにあたって自治体でやるべきことや改善を求めるものが提起され、不十分ながらも公的な家賃補助の仕組みができることについて報告がありました。しかし、住宅施策としての根幹の公営住宅整備は引き続きしっかり拡充されなければならないことも強調された。

#### かわじ 民夫議員（旭区選出）

8月25日～26日の2日間で行われた研修会のテーマは「貧困対策はどこに向かうのか 長野で生活保護を考える」である。初日は開会挨拶・基調報告「生活保護の動向と生存権の保障」から始まり、講演1「メディアから読み取る生活保護と子供の貧困」、講演2「医療現場から見える子どもの貧困」、特別報告1「当事者の声を聞く～生活保護世帯実態調査を踏まえて～」、特別報告2「私のまちの生活保護～議員としてのチェックポイント～」(講師：横山秀昭＝旭福祉保健センター) 地元区役所職員の講師で親近感を覚えた。この研修会で初めて知り名刺交換した、何かの折には相談等、知恵を借りられると思う、そして参加者の交流会。2日目は5つの分科会が行われ第5分科会：低所得者への医療保障（他第1：生活保護何でもQ&A、第2：生活困窮者自立支援制度は機能しているか、第3：子どもの貧困と自治体の取り組み、第4：自治体で考える住宅セーフティネット）に参加した。そして講演3「誰もが受益者という財政戦略」。講演はすべてにおいて中身の濃いものであり、貧困化の進展に衝撃を受けた。研修は9回目であるが、初めて知り参加した。生活保護制度は最後のセーフティネット。しっかり身につけ、日常活動に生かしていくことが求められているものであり、もっと前から参加すればよかったと悔やむ。

基調講演は基本的な事から報告。まず2016年の国民の等価可処分所得金額階級別世帯員数

の相対度数分布で示される中央値は245万円（国民の半数が245万円以下）であり、その半分の122万円が貧困線と規定され、その貧困線が1997年の149万円をピークに年々下がっている中で貧困率はどんどん上がり、2015年の相対的貧困率は15.6%、子どもでは13.9%、中でもひとり親現役世帯では50.8%。

かつては中間層が一定程度の割合でいたが、それが極端に少なくなり、富裕層の極と広がる貧困層（20%）の極に別れてきている。性別・年齢層別相対的貧困率（2012年指標）には女性のピークは75歳以上であるのに対し、男性のピークでは24歳。背景に労働環境の悪化が指標に表れたものだ。

年金収入しかない高齢者は54%、その年金が改悪でどんどん下がり月額5万円。貯蓄100万円未満の高齢者世帯21.5%は生活保護予備軍となっている。どうやって暮らすのか、病気や介護、熟年離婚等々で老後破産に落ちる。

「8050問題」ということを初めて聞いた。80代の親のところへ50代の子どもが生活の支援を求め同居するというもの。その他さまざまなことを学んだ、また参加外の分科会の資料もテキストとなっている、しっかり活動に生かさなければと思う。

#### 北谷 まり議員（保土ヶ谷区選出）

8月25日・26日に「貧困対策はどこに向かうのか。長野で生活保護を考える」とのテーマの研修に参加し、貧困問題に対する漠然としていた知識が整理できたこと、また地方自治体で取り組むべきことなどが理解できたのではないかと思います。

生活保護について、2013年からの引き下げ、とりわけ高齢者世帯、母子世帯、住宅扶助の減額の影響が甚大であること、保護基準切り下げによって生活保護に入りにくく出やすい、回転ドア現象（生活保護から抜けてもしばらくして保護に戻ってくる）が起きていることが説明され、弱者を切り捨てる政策を改めさせなければならぬと思いました。また、「国保が人を殺す」と言われるような高い保険料を改めさせ、社会保障としての原点を追求し、横浜市独自に負担軽減させるよう、議会で取り上げていきたいと思いました。また、生活困窮者支援の本格的な実施が必要だが、市民と生活困窮者、生活保護利用者を分断しない取組が「一億総貧困社会」では求められていることが理解でき、「野洲市暮らし支えあい条例」の取り組みを横浜でも実現できるよう頑張っていきたいと思えます。

メディアにおける貧困報道には課題があることが、さいきまこ氏の講演でわかりました。報道から、制度のあり方が誤って伝わること、思い込みを招くことなど、間違った認識を得てしまうことには、注意が必要だと思いました。

医療現場から見える子どもの貧困の講演で、窓口負担が医療ネグレクトをさせていることから、窓口無料化が必要不可欠な制度であることがよくわかりました。横浜市の一部負担金の制度は即、ストップさせるべきであり、議会でそのことを追求していきたいと思えます。さらに18歳まで医療費無料を実現している地方自治体にならい、国が国民への義務として実施

すべきであると考えます。

分科会は、低所得者への医療保障に参加しました。国や地方自治体は住民の命を守る義務があることを具現化させていくこと、受療権を保障し生きる希望、必要な制度へつなげるためのきっかけにするなど、現代的な意義を学びました。適用されていない薬代について、自治体が助成する方式で7自治体を実施していること、自治体病院は率先して適用すべきであるとのこと、介護保険の訪問看護でも適用すべきであることなど、今後議会の中でとりあげ、実現させていきたいと思います。また、国保料について、子どもの学資保険を守ろうと、生活保護を受けずに必死に頑張っている母子家庭のお母さんの例が紹介され、国保料徴収強化で、この学資保険が差し押さえのリスクにさらされていることなど、子どもの貧困対策とは真逆に向かっていることが指摘され、高すぎる国保料の問題は本当に深刻だと思いました。社会保障の改悪を許さず、憲法に保障された、だれもが人間らしく暮らせる社会実現のために必要な、最新の知識と理論が学べたと思います。こういう形で勉強することが、自分の力になると感じました。

#### 宇佐美 さやか議員（神奈川区選出）

2017年8月25日と26日、信州大学 長野キャンパスで開かれた研修会に参加しました。生活保護に関する研修に参加するのも、他の政党も参加するという研修会に参加するのも初めてでした。

基調報告として『生活保護の動向と生存権の保障』と題して、花園大学の吉永 純さんが「安倍政権のもとで、一億総活躍社会という事が云われているが、現在の日本の社会をみると一億総貧困時代になりつつある。」と、初めから厳しい現実が突き付けられた。

現在の所得の分布は“飛行船”といわれる、富裕層と貧困層が大体同じ比率、そして、中間層が一番多い比率で、楕円形をしていたころから“砂時計”へ変化し、一部の富裕層と増大した貧困層の間に中間層が存在を消しつつあることから、小さい△の下が先細りし、その下には上の△よりも大きな△が描かれるような状況だという。

貧困層が増えている原因は、国が、働く現役世代の所得を、非正規を始め正社員含め、減らしていること、不安定な非正規雇用を増していること、年金の支給額を減らしていること、物価の上昇など、数々のことが複雑に絡み合っ、全体的に貧困層を増大させたことが大きく関わっている。貧困層の中でも、増えているのは、多くが、高齢女性、シングルマザーとなっていることから、やはり歴史的に続く女性差別も、大きな原因となっていると云えるでしょう。そして、障害者のみなさんは、4人に1人が貧困に陥っていても、貧困率の調査対象になっていないという。「きょうされん」の調査で、貧困線を下回る障害者が81.6%、年収200万円以下が98.1%だったと報告された。一人の人間として、自立することを許されないような社会は、生き辛い。

最初の基調報告から、重くて辛い現実を聞いていると、辛い。

#### 講演1 ～メディアから読み取る「生活保護と子どもの貧困」～

さいきまこさんは「生活保護」「貧困」を漫画で描くようになった理由は、ご自身が経験した「お子さんを抱えての辛い体験からだ」と、話された。

生活保護関連の報道は殆どが、明らかにバッシングが多く「生活保護＝不正受給」というような角度だったり、それ以外の角度だと「みじめで哀れ、可哀想な人、貧乏な家」という風潮、これは、どちらも生活保護を受ける人は「ダメな人間」「弱い人間」ということを周囲から思われたくないという人間の心理に漬け込み、生活保護から遠ざけようという空気をメディアが作り上げているように思えてならない。そう思っていたのは、あながちはずれてはいなかったようだ。だからといって、よしとして良いはずがない。

マスコミの持つ力というのは、本当に怖い、だからこそ「生活保護は権利」ということをきちんと報道してほしいと思う。

報告に立たれる、みなさんが何度も言われた言葉「生活保護は権利」という言葉に、何度も勇気もらった。何故なら、何回か「保護申請したい」と相談に来られた方に付き添い、窓口に行ったことがあるのですが、受付の後ろから、申請者をじろじろと見る職員や、離婚された方で夫が、子どものために貯めていた大金を探り出し「子どもさんのために貯めていたのですから、貰って、それから使ってください!」と言った職員が居たことに、私自身が、傷つき、落ち込んだものです。

今でも「あの時、もっと強く抗議していたら・・・」と、後悔の念すら出て、相談者に申し訳ない気持ちになる。

## 講演2～医療から現場から見える子どもの貧困～

小児科医の和田 浩さんは、子どもたちの成長には、親の貧困が大きく関わっていることが、小児科医として取り組んできた中で見えてきたと言います。

貧困層の子どもは不健康であると、カナダの子どもの健康格差を調査したところ、分かったとグラフで示され、健康状態が悪い子どもの割合が低所得層ほど多く、特に10才代で格差が大きくなる傾向にあると言われました。

つい最近まで、小児科医には「貧困＝体の不調・成長不良に繋がっている」という考え方が無かったと、和田先生自身が後悔されている様に見えた。

さらに、成長面だけでなく、学業の成績でも差がでる、ということも調査で分かったと言われた。学歴の低下が直ぐに貧困に結びついてしまうことが、よく分かりました。

和田先生の診察の予約を「次の給料日の後で」という親子を気にしていた。カナダでは、窓口で「月末に支払いで困っていませんか?」と聞くのだとか!この、違いが、大きな違いです。

貧困家庭は、子宝が多いので、一人でも風邪をひけば、みんなうつるけど、病院にかかるのは、一人だけで、兄弟で薬を分け合うなどしてやり過ごす保護者がいるという。

窓口負担を設けたところでは、500円でも厳しい。この窓口負担が、貧困層から医療を遠ざけている。

これだけのことを聞いていても、貧困と一口に言っても、原因は1つではなく、幾つもの原

因が重なり、一旦負の連鎖に陥ると、もう元の生活に戻れなくなる社会になっているということを、思い知らされました。

### みわ 智恵美議員（港南区選出）

基調報告は「生活保護の動向と生存権の保障」講師はケースワーカー歴20年の花園大学の吉永 純先生。

#### 1、「一億総貧困時代」と社会保障の後退

##### 貧困率（特徴）

「一億総貧困時代」（雨宮 処凛氏）貧困率の推移は、16.1%から15.6%、6.4人に1人になったと言われるが、こどもの6人に1人から7人に1人となって貧困の解決と言えるのか。

ひとり親家庭では、実に2人に1人が貧困。生活保護以下の月収10万2千円以下つまり年収122万円以下が貧困線だが、柳井氏（ユニクロ）は資産1兆6498億円、孫正義氏（ソフトバンク）は資産1兆3221億円（2013年の厚労省統計）という極端な格差の現実がある。

貧困線が下降する中での貧困率であること、日本人の収入はジワジワと下がっているのが現実。20年前と比べて年収で50万円下がっている。

- ・高齢者、障がい者の貧困 障害者の貧困は、一般の人の倍である。

貧困線を下回る障害者は81.6%。障害がある方の親との同居の割合は、国民一般の親との同居の3倍であるが、いずれは一人暮らしになるということ。

- ・若い男性と高齢の女性が貧困である。（阿部 綾）

年金収入のみの高齢者世帯は54%もということは、年金が下がると直接ダメージを受ける世帯が半分以上ということ。

低年金が「老後破産」へとすすめる。病気・介護・熟年離婚・こどもの貧困（共倒れ）が老後破産のきっかけとなっている。貯蓄100万円未満の世帯が高齢者世帯の25%ということは、いつ生活保護になってもおかしくない。年金制度の充実もなく、高齢者は働くという予想を国は、総活躍と言い放っている。ひとり親の低賃金と最賃の低さなど雇用市場の問題が鮮明。雇用は増えているが、中身は4割が非正規。生保から抜けても、しばらくして戻ってくる。

重税地獄日本。勤労世帯の社会保障負担は10年前から+9,000円。東京都国保料+7,252円、介護保険料滞納による差し押さえ、13,371人で過去最高。

##### シングルマザー世帯の国保料

所得110万円（収入184万円）40代、未成年のこども2人の場合、国保料は大阪市220,100円、横浜市214,491円。所得が200万円（収入310万円）の場合、国保料は大阪市371,204円、横浜市356,905円、月収25.8万円なら国保料+国民年金+家賃（6万）で、一日当たり4,964円の負担だ。食費分に大きな影響を与える金額だ。まさに国保が人を殺すときだ。これは国保の都道府県単位化問題であると、寺内順子氏は指摘している。



## 2、生活保護の現状と行方

生活保護の運用では締め付けの強化。2013年からの引き下げの影響も甚大。

- ① 高齢世帯の場合は年額 24,000 円のマイナス。
- ② 母子世帯では月額 10,000 円程度の減額で、年マイナス 120,000 円。
- ③ 食品の値上がり。アベノミクスによる円安誘導で輸入食料等の価格上昇。
- ④ 住居扶助減額の影響。転居約 2 万世帯、転居指導約 5 万など、4 分の 1 弱世帯に影響。運用面では締め付けの強化が。

就労支援の強化。不正受給抑止が福祉事務所の仕事か？生活実態との矛盾が激化。

## 3、地方議員の役割と期待

- ① 生活保護の最大限活用
- ② 子どもの貧困調査と計画の策定を。
- ③ 生活困窮者支援の本格的実施「滞納取り立てより支援」

市民一般への課題解決策と平行して貧困問題を解決する視点（保育所、学童、国保等）。市民と生活困窮者・生活保護利用者を分断しない取り組みが期待される。生活保護は「経済的骨折にギブスを宛てている制度」と思い気軽に、有効活用しようとの言葉は、制度の本質であると実感した。「貧困」は人としての生きていく権利そのものが奪われている状態であることととらえること。低所得層への様々な人として生きていく権利を回復していく制度、衣食住、医療を受ける権利、学ぶ権利等の回復は、この私たちが生きている社会全体の底上げそのものである。

メディアから読み取る「生活保護と子どもの貧困」—漫画家のさいき まこ氏。

- ① 「生活保護」「貧困」を漫画で描くようになった理由

自分の困窮の発見—自立しようとしたとき 35 歳過ぎの女性にまともな仕事はないということから。不正受給ではない芸能人の母親へのバッシング。生活保護は怠け者が不正をしているという考え方。全国で、家族での孤独死が相次いだ。20 人以上もの人が孤立死ということ。しかも餓死や凍死。

- ② 「生活保護」から「子どもの貧困」へ

貧困のこどもは、生保を受けていない。しかも家計は苦しい。貧困は自己責任なのか。メディアの報道は、生活保護制度への誤解を広めるケースもある。

- ③ 「貧困」といえば「生活保護」？

生活保護制度の利用率が極端に低い日本。要件を満たして、制度を利用していない世帯が 4 倍あると言われている。日本 1.6%、ドイツ 9.7%、フランス 5.7%、イギリス 9.27%、スウェーデン 4.5%。周囲の厳しい目線から、死と隣り合わせのような生活でも生活保護申請をためらう。そこに役所の不当な対応、水際作戦。

- ・制度のあり方が誤って伝わる。本当に救済の手だてではないのか。
- ・「極貧」でなければ貧困でない、という思い込みを招く。

NHK ニュース7「子どもの貧困 学生たちがみずから訴える」とした報道に、激しいバッシング「貧しくない」との批判がネット上で渦巻いた。神奈川県子ども家庭課は「子どもたちはスマートフォンだって持っている、着るものもある。飢餓状態にいるわけではないが、修学旅行に行けなかったり、大学に行けなかったりして、将来をあきらめている。そういう見えにくい貧困の現状『相対的貧困』を伝えるためのイベントだった。相対的貧困が社会に理解されていないことが露呈した」と話している。

④自己責任論の根底にあるものは何か

- ・無意識の差別をはらむ「市民感覚」

「どんなに苦しい中にも、世間は無責任だとみるんです。母親が家の中で暴れて私を虐待しても、誰も救ってくれない。警察だって助けてくれなかった」(母子世帯・20代女性)。その家庭が貧困なのに>その中で解決はない>その中で貧困の連鎖となる>社会から放置>解消はない!

⑤どんな支援が必要なのか

- ・「支援しにくい人」にこそ支援が必要

⑥なぜ「貧困」になってしまうのか

・「こどもの貧困」の背後にあるもの。女性が働いても貧困削減効果ない。貧困と言えばアフリカの飢餓状態を思う。悲惨でなければ貧困ではないと思う感覚は、市民のギリギリの現状を示しているのではないだろうか。

4. 私のまちの生活保護～議員としてのチェックポイント～横浜市旭区の福祉保健センターの横山 秀昭さん。

私のまちの生活保護について。

①アクセスについて

・ホームページからの検索のしやすさ・ホームページ上の生活保護の説明は・生活保護の葉の内容は・相談窓口のわかりやすさ。

・長野県のホームページ。生活保護を受けるための申請に条件はないがあれこれかかっている。

・横浜市の保護のしおり。生活保護制度について「家族全員で協力し、次のようなあらゆる努力をしても…」微妙なニュアンスがある。

- ・ホームページのチェックポイント

検索については、何回で生活保護に辿り着けるか。「申請の前に〇〇をしてください」という記述は必要ない。扶養義務が一要件のようになっていないか。

- ・保護のしおりチェックポイント

連絡先の明記・無差別平等や権利性がさきに明記されているか。保護の程度や種類の明記  
資産＝家屋は処分してくださいと書いてないか。

- ・相談窓口は「生活保護の相談窓口」と明記されているか。

生活困窮の実態を把握する内容になっているか。明日は死のうかと思っている人が来ているかもしれない、ねぎらう姿勢があるか。

・社会福祉職などの専門家を配置しているか。プライバシー確保。申請後14日以内に開始決定期間となっているか。

## ②相談支援について

・福祉事務所の実施体制 80世帯で1人配置。

生活保護ケースワーカー採用と専門性について

横浜では50年前から、社会福祉職採用。生活保護の現場は管理職も含めて100%社会福祉職。

・相談支援について

要保護者の立場や心情を理解し、そのよき相談相手であること。要保護者の個別的、具体的事情に着目し、決定実施は具体的妥当性を持つものとする。保護の決定実施にあたっては、要保護者それぞれの持つ様々な事情を十分に把握するとともに、それらの点に着目した実施要項の引用を行うなど、その個別性、具体性に即応した妥当な取り扱いをしなければならない。横浜市が緊張感を持って、しかも要保護者にはねぎらいの気持ちを持ってあたっていると言う現場の声が聞けて良かった。

## 5. 医療現場から見える子どもの貧困—小児科医の和田 浩さん

貧困層の子どもは不健康である。特に10代で格差が大きくなる。日本の小児科医に、貧困と子どもの健康についての意識がない。貧困層で、入院・喘息が多い。

貧困は虐待の要因となる。虐待129例の背景(2003年北海道) ;離婚77.3%、経済問題72.3%、子どもの障59.7%、社会的孤立49.6%、解雇・失業42.9%、親のメンタルヘルス39.5%、家庭内暴力26.1%

### 貧困問題の取り組みについて

・2009年、自分の患者さんの中に貧困問題が見えにくい。どうすれば見えるのか。

・2010年、外来小児科学会でワークショップ「子どもの貧困を考える」開催。

・印象に残った発言「定期通院に来ない場合に『貧困があるのでは?』と考える必要がある」ぜんそく発作で受診の子ども。予約に日に来ないのは経済的に大変なのだ>窓口無料が必要と実感!医療にかかってから、お金の相談をする人はいない。お金がなければ医者にいかないで、立ち止まっているのが、現実である。

① 患者さんからは言ってくれない。それならこちらから聞いてみる

② 他の困難も抱えている。あなたのことを心配しているよという「文化」にしていく

③ 1人では見えない。スタッフで共有して見えてくる。絵本を読んであげる。

### なぜ「助けて」と言えないのか?

・自分は助けられるに値する、生きるに値する人間であるという自己肯定感をもってもらう

・他人や社会に対する最低限の信頼感。惨めな思いをいっぱいしてきた。生活保護で生きちゃおう。相談すれば何とかかなると思える。相談してもばかにされない。何処に相談すればいいかを知っている。という状況にする。

困難を抱えた親は どんな人たちか。助けてと言えない。コミュニケーションが苦手。

援助する私たちに必要な力とは。深く理解する。発達障害について学ぶ。1人で抱え込まない。チームで対応。

#### ④ 医療者に何ができるか？

1、相談にのる 2、つなげる 支援団体などにつなげる 3、自己肯定感を育てる 4、物資・食料援助など 5、調査・研究・提言

貧困そのものを無くす「根治療法」＝税制・雇用・教育・社会保障などの改革が必要。

#### ⑤ 子どもの医療費窓口無料化

来年から、長野県は中3年まで無料になる。一部負担500円が、診療でも薬局でもかかるので、1000円いる。

学校、保育園で一斉健康診断が行われて、「医者に行っね」と言うと「はい」と言うが、実は1000円しかないの、医者に行けない。500円が医療ネグレクトをおこしている。

500円ぐらい払えるだろうという意見について

お金がなくて病院にかかれない子どもは決して少なくない。尋ねなければ分からない、

・受診しないといけないのは分かってる。でも、今財布に1000円しかないの

・夫からの暴力で離婚調停中。パート収入で食べるのも困る生活。「支払いは今度で良いよ」

薬局「うちも慈善事業じゃないんで、払ってもらわないと」

アンケートで「お子さんの医療費を負担に感じ、医療にかからなかった、中断したことはありますか。」に対して、17%が「ある」と答えている。

窓口負担が貧困層を医療から遠ざける。小児科医と議員はどう連携できるか。政治的な立場を超えて共同できるテーマ。学習会やシンポジウムを共同で開催。

#### まとめ

◇貧困は子どもの身体に悪影響を及ぼす

◇医療費窓口完全無料化を

子どもの医療費無料制度は、将来の私たちみんなの社会を支える次世代を、健康に育成していくための重要な制度である。

すべての子どもを対象にするべき理由はここにある。貧困者救済ではダメ。見えないでこぼれる数は膨大だ。健康な社会を作るための投資である。和田先生は、医療機関と患者さんの協力を得て行ったデータをもとに話されており、現場からの日本の子どもの貧困対策がいかに貧弱であるのかを告発された。

そして何よりも、子どもの医療費無料化は、私たちみんなのため。だから社会の責任と。

横浜市は、3年生までだった子どもの医療費助成制度を、4,5,6年生まで引き上げたが、この新しい対象者には、500円の一部負担金を実施している。500円が重くて医者にかかれない家庭に思いをいたすべきである。500円の負担で医者にいけなくなる家庭が、1家庭でも出てはいけないのだ。金銭的理由で医療にかかれない子どもを一人も出してはならない、社会の損失に繋がるとの思いをしっかりと持つことである。

## 6. 当事者の声を聞くー特別報告1

当事者の声を聞くとして、私たちに、直接聴き取りで集めてこられた、当事者の方々の声を紹介されたのは、鮎澤 ゆかりさん。

現場で、働きながら、当事者の方々の声を直接集める事ができた貴重な記録だった。

### 住宅セーフティネット「自治体で考える住宅セーフティネット」

人間らしい暮らしの基本として、衣食住と言われるが、あのリーマンショックで多くの非正規労働者が解雇されたとき、改めて浮き上がったのが住居問題。

1人目の講演者は、鹿児島から芝田 淳さん。国土交通省住宅局が「新たな住宅セーフティネット制度」を示した。2025年地域包括問題もある。本物にしようとする。

新たな住宅セーフティネットをつくるには、登録住宅を増やすこと、促進計画をつくることとなっている。急いで、良いものにしなければならない。

居住支援協議会が47都道府県にはできている。市町村では21か所。横浜にはない。“できる”規定なのですまないのか。

市町村でつくる時に、規制緩和しすぎないように、登録住宅に無料低額を入れないように。

相談窓口をしっかりとつくること。居住相談は、行政にあることの周知を。福祉との連携強化のための連絡協議会だ。

意見交換の場で、上田市がホームレスには空きホテルの部屋を貸し、4日間暮らして生保受けてその次がないこと。黒部市では、県内2720戸の雇用促進住宅を民間に譲渡してこれを使うということ。

芝田氏から、10月中施行なので、9月に説明するとしている。西日本ではあるファンドが雇用促進住宅を競争入札で購入。東日本でもアメリカの同じファンドが購入し、ビレッジハウスとして整備し始めていくと聞いている。10年間は家賃の維持。

質問：日野市では、UR住宅が高齢者、子育て世帯への家賃補助対象にしていない。

芝田氏：登録住宅のみです。

質問：川崎市ではドヤ街での火災があって、簡易宿泊所の閉鎖が相次いでいる。無届けや無低になってきている。

芝田氏：住むところがないので、ただけなのがドヤ。人間の住み続けるところではないが、狭いということではなく選択肢になっているのか。

質問：大東市。生活保護率は低いと矛盾している。他市に追い出しているのが事実。府営を大東市営にする余剰地の利活用するなど。生保申請、相談は多い。

芝田氏：本人が望むところに住めるようにすべき。住み続けられる支援。地域包括でどう実行すべきか。

質問：小金井市、法人格のない支援団体はどうなるのか。原発避難者への支援として何を求められるか。

芝田氏：法人格を持つことが第1。一般社団法人が良いのでは？

質問：我が市では、住宅供給促進計画の中で、対象に要配慮者を加える。

芝田氏：社協が保証人となる。熊本で始まる。横浜市は今後どうしていくのか調査が必要だ。

**生活困窮者の居住支援—貧困ビジネスと一時生活支援事業—日本福祉大学の山田壮志郎さん。**

研究テーマは貧困問題と社会保障。特にホームレス問題と生活保護。

貧困ビジネスは、貧困層をターゲットにしている、かつ貧困からの脱却に資することなく、貧困を固定化するビジネス（湯浅2009年）

#### **無料低額宿泊所について**

- ・ホームレスなど住居を失った生活困窮者が多く入所
- ・入所者の90%以上は生保受給者
- ・生活保護費から家賃や食費その他経費を求められる。

生活保護受給者を食い物にし、生活保護費をピンハネする貧困ビジネスと言える。

#### **なぜ無料低額宿泊所が増えるのか**

ホームレスに対する生活保護の制度的運用—居住の確保で保護が適用されやすい。

無料低額宿泊所が必要とされるのは、利用者ニーズ＝路上よりまし。事業者ニーズ＝住居のない貧困層の拡大。福祉事務所ニーズ＝生活保護受給者の増加-増えないケースワーカー—施設への丸投げ。

入所に至った経緯（2010年調査）福祉事務所 55.4%、業者 26.7%、病院 1.7%、ケアマネ 0.2%、その他 14.7%。

#### **宿泊所対策のあり方について**

社会福祉法に基づく規制の遵守を徹底。不適切な事業者に対して改善指導。国のガイドラインは最低基準である。従来のホームレス型から、中高年男性の失業者が中心で幅広い層に居住ニーズがある。（女性・若者・精神疾患など）

ハウジングプアの広がりが今後、都市部を中心に低所得単身高齢者の居住問題が広がる。ハウジングプアを全体をカバーできる包括的に居住支援法の整備が必要。安心して暮らせる住居を誰もが手に入れられる状況をつくるのが、最も効果的な貧困ビジネス対策である

2日間の研修は、生活保護を、個別の点ととらえる問題ではなく、人が人として誰もが尊厳をもって、個として生きることを、どうとらえるのかという問題として改めて考える機会となった

## 石母田 大 政務活動員

### はじめに

市議団で働くようになって初めての「研修会」への参加であったので、適度な緊張と関わったことも無い「生活保護」というテーマに戸惑っていた。しかし貧困の格差が言われている現在の日本の経済状況の悪化とアベノミクスの失敗、加えて国民本位ではない政治状況が生み出している劣悪な社会を物語っている問題がテーマなので、関心は高かった。

### 講義や分科会を聞いて

ほとんどが初めて耳にする内容に驚き、今の日本の実態の酷さに落胆した。聞けば聞くほどのひどさの羅列・・・国民の8割が老後に不安を感じている、若い人の死亡1位が自殺という異常さ、日本人の6人に1人が貧困という現実、世帯収入400万未満が47%を占めている実態、生保バッシングの風潮と決めつけの偏り傾向、他国に比べて生保の利用率の“圧倒的低下”わずか1.6%、行政による“水際・沖合い作戦”のいやらしさ・・・など本当に現在の日本の実態が憲法25条の生存権など全く無視されている様々な報告や告発。

役所や行政の立場から、医師、弁護士、ワーカー、教授、NP(G)O関係者、漫画家など様々な分野や職業の方々の講演・報告があり、視点や切り口の違いがあつての報告はバラエティーに富んでいた。しかし深刻さと悪化の方向に進んでいる実態と貧困を取り巻いているのは、高齢、障害、介護、離婚、一人親、通院(病気)、借金(ギャンブル)などのいくつもの要素が必ず複数絡んでいることが特徴的であることだ。1つだけでも酷で負担で後ろ向きになりがちなことなのに、そこに「生保受給の壁」が立ちほだかることが多いのである。そしてそれは最初に「国民全体の奉仕者である公務員」の窓口対応から始まるという悲しい実態、国民の風潮や無意識の中の意識である「生保にお世話になりたくない」「生保は恥ずかしいこと」といったことにかき回されて、結果的に政権や行政の思う壺となっていることに悲しい気持ちとやるせなさが残った。やはりこれらを意識のある個人や組織で正していくことが必ず必要なことと身に染みた。

### 最後に

安倍政治・自公政権のひどさはあらゆる面でわかっているつもりでいたが、ここまで国民を、そして本当に苦しんでいる弱者を保護・かばうどころか無視・敵視している数多くの報告に本当に怒りを覚えた。神奈川の小田原での10年にも渡る「保護ナメンナ」のジャンパー事件、生保をめぐる悲しい事件や自殺行為など、人間の尊厳を破壊する要因や原因に本来は人間守るべき側にある「生活保護」がのしかかっている。弱者や困難者に寄り添えない政治は本当に終らせなければ、日本社会が疲弊しゆがみ、貧富格差が激しくなり憎しみ合うような社会になってしまうことは目に見えている。安倍自公政権からの脱却のために今こそ市民と野党の共闘で政治の転換が必要と改めて実感した研修会への参加だった。

## 柏木 耕史 政務活動員

初めて研修会に参加させていただきました。どの講演も、生活保護にかかわる様々な問題を深く捉える上で、とても勉強になる内容でした。個人的には生活保護制度そのものの理解が浅かったので、2日目の分科会「生活保護何でもQ&A」に参加し、制度のあらましや、法的な根拠、実際の各行政窓口で起きている課題を知れて良かったです。神戸公務員ボランティアというサイトで、実際の生活保護の相談で使う相談ツール（エクセル表）を紹介してもらい勉強になりました。自分が住んでいるところの等級（住んでいるところ）を始めて知りました。

また、各講演や様々な特別報告などを通じて、生活保護に関わる様々な問題を生み出している社会的な背景について深められたことも良かったです。行政がなにをすべきなのか、または、何をしてはいけないのか。政治が向き合わなくてはいけないことは何かなど、認識をあらたにしました。

まず、生活保護制度のそもそもについて、法的な根拠をしっかりと理解することが必要だと思いました。法第1条で定められている目的は「国の責任で健康で文化的な最低限度の生活」を保障する側面と「社会生活自立、日常生活自立、経済的自立」を助長する側面があること。

また、法第2条では「無差別平等の原理」が謳われていて、貧困に至った理由は一切問わず、もっぱら生活に困窮しているかどうかという経済的状態だけに着目して保護を行うとしていること。例えば「だらしのない生活をしてきたツケを国が尻拭いしてやる必要はない」といった自己責任論があるが、生活困窮にいたった「経過」ではなく「状態」に着目し、最低生活を保障する制度であり、困窮状態から抜け出す自立を助長する社会保障であることをふまえた認識が必要だと思いました。そういう視点から見ると、役所の生活保護相談窓口で行われているいわゆる「水際作戦」は、道理が無いものに見えます。

自立助長の面から見ても、なんらかの理由で生活困難に陥った方をそのままにしておいたら、その方の心身が壊れ、社会復帰する土台を失いかねない。体調が良くないが、お金が無くて病院にかかれず、重態化し、手遅れになる方もいると聞きます。誰もが突然、生活困窮状態に陥る可能性があり、そうなったときひとまず安心して生活できる社会保障の生活保護制度を充実させることは、自分の未来を支える土台をつくることと同じだと思いました。





**【参加者】**

あらき 由美子団長

白井 まさ子副団長

古谷 やすひこ副団長

かわじ 民夫議員

みわ 智恵美議員

北谷 まり議員

宇佐美 さやか議員

政務活動員

石母田 大

柏木 耕史